

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 六の三 （略） 六の四 三塩化チタン及びこれを含有する製剤 六の五 六の九 （略） 七 二十四の二 （略） 二十四の三 フルオロスルホン酸及びこれを含有する製剤 二十四の四 （略） 二十五 三十 （略） 三十一 六弗化タングステン及びこれを含有する製剤 （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の二 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 五―アミノ―（二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチルフェニル）―四―エチルスルフィニル―一H―ピラゾール―三―カルボニトリル（別名エチプロール）及びこれを含有する製剤	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一 六の三 （略） 六の四 六の八 （略） 七 二十四の二 （略） 二十四の三 （略） 二十五 三十 （略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げるものを劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の二 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

2 (略) 百〓百九 (略) 九十九の四〓九十九の九 (略) カルバマート (別名ピラクロストロビン) 及びこれを含有する製剤 ―ピラゾール―三―イルオキシメチル―フエニル― (N―メトキシ) メチル―N―二―一― (四―クロロフエニル)―一H 九十九の三 三十三〓九十九の二 (略) ニルベンゾアート及びこれを含有する製剤 (35) 〓 (139) (略) (34) 四―シアノ―三・五―ジフルオロフエニル―四―ブター―三―エ (13) 〓 (33) (略) 下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤 有し、かつ、ウンデカー―一〇―エンニトリル―一〇%以上二〇%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤 (Z)―ウンデカー―九―エンニトリル二三%以上三三%以下を含有し、かつ、ウンデカー―一〇―エンニトリル一〇%以上二〇%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤 (E)―ウンデカー―九―エンニトリル、(Z)―ウンデカー―九―エンニトリル及びウンデカー―一〇―エンニトリルの混合物 (E)―ウンデカー―九―エンニトリル四五%以上五五%以下を含有し、かつ、ウンデカー―一〇―エンニトリル一〇%以上二〇%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤 (12) 〓 (11) (略) (2) 〓 (11) (略)	2 (略) 百〓百九 (略) 九十九の三〓九十九の八 (略) 三十三〓九十九の二 (略) (32) 〓 (136) (略) (11) 〓 (31) (略) (1) 〓 (10) (略)
---	---